

次の世代につなげる県都岐阜市を中心とした交通システムの在り方検討会 設置要綱

(目的)

第1条 人口減少・高齢化が進む中、県都岐阜市を中心とした岐阜圏域の目指すまちづくりの5本柱※を実現する上でひとつのツールとなる交通システムの在り方について検討するため、「次の世代につなげる県都岐阜市を中心とした交通システムの在り方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

<※目指すまちづくりの5本柱>

1. こどもやお年寄り、すべての人が輝くまち
2. クリーンで環境に優しい洗練されたまち
3. 巡って楽しい便利で快適なまち
4. 人やモノを呼び込む魅力豊かなまち
5. 災害に強く安全で安心なまち

(検討事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、県都岐阜市を中心とした岐阜圏域における交通システムの現状と見通しについて分析を行い、これに基づき、各種交通システムに求められる役割を踏まえた次の世代につなげる交通システムの在り方について検討を行う。

(組織)

- 第3条 検討会は別表に掲げる委員で組織する。
- 2 検討会には会長を置くこととし、会長は委員の互選により定める。
 - 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 検討会には、検討内容に応じアドバイザー、オブザーバーを置くことができる。
 - 5 検討会には、必要に応じ具体的な調査・検討を行う作業部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は本要綱施行の日から検討会終了の日までとする。ただし、行政機関もしくは各種機関・団体の役職に基づく委員については、その置かれている在任期間とし、当該役職の後任者をもって委員に充てる。

(運営)

第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

(会議・審議結果・資料等の公開)

第6条 自由闊達な意見交換の確保のため、会議並びに会議次第及び配席図を除いた会議資料は原則非公開とする。ただし率直な意見交換に支障を及ぼすおそれが無いと認めるときには、会長が検討会に諮り公開することができるものとする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は岐阜県都市建築部都市政策課に置く。

(その他)

第8条 本要綱の改定及び検討会の運営に関して必要な事項のうち本要綱に定めのないものについては、会長又は事務局が検討会に諮って定める。

附則

この要綱は令和8年3月23日から施行する。

別表

次の世代につなげる県都岐阜市を中心とした交通システムの在り方検討会

委員

所属	役職	氏名
岐阜市	副市長	阿部一臣
羽島市	副市長	鷲野俊樹
名古屋鉄道株式会社	執行役員 鉄道事業本部副本部長兼計画部長	牧野英紀
岐阜乗合自動車株式会社	代表取締役常務	加藤直樹
岐阜県警察本部	交通部長	桂川勝広
岐阜県	理事兼都市建築部長	野崎眞司
岐阜大学	工学部社会基盤工学科教授	倉内文孝
岐阜大学	社会システム経営学環教授	出村嘉史
名古屋大学	未来社会創造機構 モビリティ社会研究所特任助教	外山友里絵

オブザーバー

国土交通省中部地方整備局	建政部都市整備課長	後藤直紀
国土交通省中部運輸局	交通政策部交通企画課長	江川晃平